

令和3年度（2021年度）熊本県建設産業働き方改革推進事業費補助金
交付要項

（趣 旨）

第1条 知事は、県内建設産業における人材の入職・定着の促進を図るため、働き方改革を行う建設業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象者は、熊本県内に主たる営業所を有し、かつ、建設業法第3条第1項の許可又は令和3年度（2021年度）熊本県競争入札参加者資格（測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務）を有するもので、次のいずれかに該当するものとする。

- ① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する会社及び個人
- ② 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合
- ③ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第5条第1項第1号の規定に基づく協業組合

（補助対象経費及び補助率）

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率（補助金額）は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率（補助金額）
働き方改革を推進するための以下の取組みに要する経費 ①労働力の確保 ・企業説明会への出展 ・自社PRのためのテレビCMの放映やパンフレットの制作 ・先進的なデザインや機能を取り入れた作業着の導入 ・女性用更衣室の設置 ・高齢者が働きやすい職場環境につながる短時間勤務制度、隔日勤務制度等の導入 ・外国人材に対する母国語での研修への参加 ②生産性の向上 ・ICT導入に係る研修会への参加 ・ドローン講習受講 ・工事現場用電子黒板（端末、アプリ）の導入	2分の1以内 （5万円を上限とする。）

③ 処遇の改善

- ・ 従業員の処遇改善のための各種手当（資格手当、役職手当、住宅手当等）や退職金規定導入のための就業規則の新設、改定
- ・ 在宅勤務、短時間勤務、フレックスタイム制等多様な働き方を支援するための就業規則の新設、改定
- ・ ハラスメント対策の充実
- ・ 働き方改革に関するセミナーへの参加
- ・ 建設キャリアアップシステムの機器導入
- ・ シャワー・ウォシュレット等の設備設置
- ・ 社内の親睦を深めるための各種行事の開催・参加

④ その他働き方改革を推進するための取組み

2 補助対象外経費は次のとおりとする。

- (1) 消費税及び地方消費税
- (2) 飲食代等の全ての食糧費
- (3) 維持費及び運用費

（補助金の交付申請）

第4条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 実施計画書 別記第2号様式
- (2) 収支予算書 別記第3号様式
- (3) 支出（見込み）を証する書類の写し
- (4) その他事業内容に係る参考資料

3 前2項の申請書の提出期限は、令和3年（2021年）5月7日とし、提出部数は1部とする。

（決定の通知）

第5条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第6条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、事業内容の変更又は補助申請額に20%を超える減がある場合とする。

2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第5号様式によるものとする。

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業の内容等の変更の決定通知は、補助金の額に変更を生じるときは変更決定通知書（別記第6号様式）により、補助金の額に変更が生じないときは変更承認通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付

決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条の実績報告書は、別記第8号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その様式は当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 実施報告書 別記第9号様式
- (2) 収支精算書 別記第10号様式
- (3) 支出を証する書類の写し
- (4) その他事業内容に係る参考資料

3 第1項の実績報告書の提出期限は、令和4年(2022年)3月3日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の額の確定)

第9条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書(別記11号様式)により行うものとする。

(補助金の請求等)

第10条 規則第16条第1項に規定する補助金の請求書は、別記第12号様式によるものとする。

(証拠書類の保管期間)

第11条 規則第23条に規定する別に定める期間は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。ただし、知事が別に定める場合を除く。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和3年(2021年)4月7日から施行し、令和3年(2021年)4月1日から適用する。